

# 改正後の届出様式及び記入方法

---

～ PCB特別措置法関係 ～

平成29年2月

愛知県環境部資源循環推進課廃棄物監視指導室

担 当：指導グループ  
電 話：052-954-6237  
メー ル：junkan@pref.aichi.lg.jp

## P C B 特別措置法の様式・提出部数・提出要否

追加された様式

届出内容	保管状況等	保管場所変更	処理区域越え 移動申請	全処分	特例期限適用	特例届の変更	承継	譲受け	
届出時期	毎年度 6月30日まで	変更後 10日以内	環境省に 事前申請	委託後 20日以内	処分期間 末日まで	変更後 10日以内	承継後 30日以内	譲受け後 30日以内	
様式	第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	
提出部数 <sup>※1</sup>	3	2 <sup>※2</sup>	環境大臣が 定める部数	2	2	2	2	2	
提出先	愛知県 <sup>※3</sup>	移動前後の 管轄自治体	環境省	愛知県 <sup>※3</sup>					
根拠条項	法8条1項、 15条、19条	規則10条2項、 11条、21条、28条	規則10条3項	法10条2項、 15条、19条	法10条3項2号、18 条2項2号	法10条4項、19 条	法16条2項、19 条	規則26条2項、36 条	
P C B濃度・区分		提出要否							
高濃度	廃棄物	○	○	○	○	○	○	○	
	使用製品 (電気工作物を除く)	○	○	—	○	○	○	○	
低濃度	廃棄物	○	○	—	○	—	○	○	
	使用製品	△	—	—	—	—	—	—	
罰則 (法人にも課される)		6月以下の懲役又は50万円以下の罰金						3年以下の懲役又は 1千万円以下の罰金	

△ 低濃度P C B使用製品のみ所有し、P C B廃棄物を保管していない場合は、届出不要

※1 提出部数には、控えを含みません。お手元に控えが必要な方は、さらにもう1部写しをご用意ください。

※2 移動に関する様式第二号の提出部数は、管轄自治体によって異なります。それぞれの自治体にご確認ください。

※3 愛知県（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く）内の保管・所有事業者の方は、県民事務所等廃棄物担当課宛てに提出してください。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者及び所有事業者用)

平成 29年 5月 15日

愛知県知事 殿

届出者

住所 愛知県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇工業株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 〇〇〇〇-△△-□□□□

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項(法第15条及び第19条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、平成28年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	〇〇工業株式会社 △△△事業所		
保管事業場の所在地	愛知県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	〇〇部▽▽課 〇〇 〇〇	電話番号	〇〇〇〇-××-□□□□
保管の場所	① 〇〇町〇〇番〇〇号 ② 〇〇通□番地 (※保管事業場内で複数の住所がある場合記入)		

① 前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分子定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
別紙のとおり																

【(第1面) 別紙】

① 前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
⑬-001	変圧器(トランス)	250KVA	東京芝浦電気(株)	SCTW-N	S46.5	不燃性油	H29.5	1台	2100.0kg	高濃度	なし	囲い有・ 掲示有	分別	機器に にじみ跡有	H29.2 契約締結 k000000000	①に保管
⑬-002	コンデンサー (3kg以上)	75KVA	(株)指月電機 製作所	THK 6050N	S40.9	DF式	H31.4	2台	138.0kg	高濃度	なし	同上	同上	なし	H17.12 登録 s000000000	①に保管
⑬-003	コンデンサー (3kg未満)	不明	日本コンデ ンサ(株)	不明	不明		H30.12	5台	15.0kg (容器込み)	高濃度	ペール缶	同上	同上	なし	H28.9 登録 tc000000000	②に保管
⑬-004	蛍光灯用 安定器	40W	松下電工 (株)	ZW4012HA /B NZ-2	不明		H30.12	100台	272.0kg (容器込み)	高濃度	ドラム缶	同上	同上	なし	H28.9 登録 tc000000000	②に保管
14-001	安定器 (用途不明)	不明	不明	不明	不明		H30.12	1台	(↑⑬-004と 一緒に保管)	高濃度	⑬-004 と一緒に	同上	同上	なし	同上	同上
23-001	変圧器 (トランス)	50KVA	(株)愛知電機 機工作所	SSO-CL	S52.1			1台	230.0kg	低濃度	なし	同上	同上	なし		①に保管 抜油済み 4.5mg/kg
23-002	変圧器油 (トランス油)							1缶	67.0kg (容器込み)	低濃度	ドラム缶	同上	同上	なし		①に保管 4.5mg/kg
28-001	その他電気 機械器具 (遮断器)	600A	日新電機 (株)	DH-31S	S37			1台	推定 200.0kg	不明	なし	同上	同上	なし		今後分析 予定 ①に保管
⑬-004 -2	蛍光灯用 安定器							7台		(非該当)						銘板等調査 により非該当 判明(別添)

※非該当が判明し、届出対象から除外する機器等は、その証明となる書類を添付してください。

## ②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
28-001	その他電気機械器具(遮断器)	600A	日新電機(株)	DH-31S	S37		1台	推定 200.0kg	不明	H28.12.12	他の事業場から移動	

## ③ 前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					
16-004	リアクトル	12.5KVA	三菱電機(株)	KR	S61		1台	200.0kg	低濃度	H28.6.6	譲受け	〇〇工業株式会社 ××工場 愛知県〇〇市××町〇〇番〇〇号	

## ④ 前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	処分年月日	
13-001	コンデンサー (3kg以上)	30KVA	東京電器(株)	SRTR A4FR	S43.8	シバノール	1台	26.0kg	高濃度			H29.1.10	中間貯蔵・環境安全事業(株)	H29.3.3	
20-001	汚泥						4缶	600.0kg	低濃度			H28.5.10	(株)〇〇	H28.8.4	

※処分委託年月日の欄には処分委託に係る締結日を、処分年月日の欄には  
マニフェストD票に記載された処分終了年月日を記入してください。

## 2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	〇〇工業株式会社 △△△事業所				
所在事業場の所在地	愛知県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号				
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	〇〇部▽▽課	〇〇	〇〇	電話番号	〇〇〇〇-××-□□□□
所在の場所	事業場の所在地と同じ				

## ① 前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は個数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
23-002	蛍光灯用安定器	40W	星和電機(株)	41R-8-35	S47.2		H30.3	登録あり b000000000	18台	40.0 kg	高濃度	
28-003	変圧器(トランス)	150KVA	(株)高岳製作所	SST-W	S49				1台	170.0 kg	低濃度	

## ② 前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
28-003	変圧器(トランス)	150KVA	(株)高岳製作所	SST-W	S49				H28.4.1	事業場内 製品開発センター	合併による 建物の承継	

※第2面「1. ②」で使用した番号と重複しないようご注意ください。

※所有開始理由としては、  
建物の承継等が想定されます。

## ③ 前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並 びに事業者又は事業場 の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の使用に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
  - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
  - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所有事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
  - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28—001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
  - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
  - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
  - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
  - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
  - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
  - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
  - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。  
なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

新

## ④処分終了・廃棄終了届出書の根拠規定

PCB特別措置法

### 第10条第2項

前項の規定によりその全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた者は、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(政令市長)に届け出なければならない。

### 第15条

→「全ての低濃度 廃棄物 の処分」に準用

「処分」とは、PCB廃棄物の処分委託に係る契約を締結すること

### 第19条

→「全ての高濃度 使用製品 の廃棄」に準用

「廃棄」とは、PCB使用製品の使用を止め、廃棄物とすること

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書

平成 29 年 8 月 31 日

愛知県知事 殿

届出者

住所 愛知県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
 氏名 〇〇工業株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇  
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
 電話番号 〇〇〇〇-△△-□□□□

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 10 条第 2 項（法第 15 条及び第 19 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分／高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄）を終えたため、届け出ます。

事業場の名称	〇〇工業株式会社 △△△事業所		
事業場の所在地	愛知県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号		
連絡担当者	〇〇部▽▽課 〇〇 〇〇	電話番号	〇〇〇〇-××-□□□□

（保管の場所／ 所在の場所）	〇〇町〇〇番××号（※保管事業場の住所と保管場所の住所が異なる場合記入）
-------------------	--------------------------------------

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した場合

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	処分終了年月	処分受託者の名称	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 （1台あたり重量 ×台数）				
16-001	コンデンサー （3kg 以上）	30KVA	松下電器産業 （株）	ZB- 66303R-2	S43. 8	AF 式	1 台	35.0kg	高濃度	H29. 8	中間貯蔵・ 環境安全事業（株）	

※処分委託に係る契約の  
締結年月を記入してください。

（日本工業規格 A 列 4 番）

(裏面)

2. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終了した場合

番号	製品の種類	製品の型式等					量		廃棄終了年月	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		
	該当なし									

3. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄及び処分を同時に行った場合

番号	製品の種類	製品の型式等					量		廃棄及び処分終了年月	処分受託者の名称	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)			
29-001	変圧器 (トランス)	50KVA	大阪変圧器 (株)	HCTR- L4	S46.9	不燃油	1台	280.0kg	H29.8	中間貯蔵・ 環境安全事業(株)	

11

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した日又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終了した日から 20 日以内に、当該保管の場所又は所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。なお、「処分を終了した日」とは、その全てのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託した日をいうものであること。
2. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄と同時に、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物としての処分も終了した場合には、3.に記載すること。なお、その場合にあっては、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄及び高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の終了に係る届出は、本届出をもって行われたものと解すること。
3. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
4. 「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
8. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台あたりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
9. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」又は「低濃度」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。
10. 「参考事項」の欄について、保管の場所又は所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
11. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
12. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※備考1関係 処分契約に係る契約の締結日から20日以内に提出してください。

※備考11関係 処分委託に係る契約書の写し(契約締結日及び契約者が記載されている箇所)を添付してください。

様式第四号(第十三条、第二十三条及び第三十一条関係)

(表面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書

平成 年 月 日

愛知県知事 殿

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第2項(法第15条及び第19条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分/高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄)を終えたため、届け出ます。

(※事業場欄 省略)

ア 全ての高濃度の処分終了

イ 全ての低濃度の処分終了

いずれかに該当する場合

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した場合【一部抜粋】

番号	廃棄物の種類

...

処分 終了年月

処分委託に係る契約の締結年月を記載

(裏面)

2. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終了した場合

番号	製品の種類

...

全ての高濃度の「廃棄」終了

(低濃度使用製品には届出義務なし)

3. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄及び処分を同時に行った場合

番号	製品の種類

...

全ての高濃度を「廃棄」して、同時に全て処分も終了

(低濃度使用製品は当欄記載不要。但し、低濃度廃棄物として表面「1.」に記載をお願いします。)

備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した日又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終了した日から20日以内に、当該保管の場所又は所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。なお、「処分を終了した日」とは、その全てのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託した日をいうものであること。

処分委託に係る  
契約の締結日から20日以内

備考 11. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。

(以下、略)

処分委託に係る契約書の写し(契約締結日及び契約者が記載されている箇所)を添付

# 愛知県内の主なPCB廃棄物の処理期限

	廃棄物の種類	処理施設	処分期間
高濃度	トランス、コンデンサー類・ 廃油・汚染された保管容器	JESCO豊田	平成33年度末まで
	安定器・小型電気機器・ 感圧複写紙・ウエス・ その他汚染物	JESCO北九州	平成32年度末まで
低濃度	5,000mg/kg以下のもの	無害化処理 認定施設等	平成38年度末まで

※車載トランスなど一部の特殊な機器等は除く。

※3kg以上の高濃度のコンデンサは、JESCO豊田PCB処理事業所で処理する。

※安定器及び感圧複写紙は高濃度汚染物として処理する。

あと約4年

## PCB使用蛍光灯安定器の事故

使用中の安定器が劣化し、PCB絶縁油が飛散・漏れいする事故がおきています。

- 平成12年 八王子市内の小学校
- 平成25年 北海道内の中学校
- 平成26年 北九州市内の警察施設
- 平成27年 静岡県内の高校
- 平成28年 北海道内の公民館・出張所

該当の安定器が無いか、照明器具を今一度ご確認ください。

確認は、銘板に記載されているメーカー、型式・種別、製造年月等の情報から判別することができます。詳細は各メーカーにお問い合わせるか、(一社)日本照明工業会のホームページを参照してください。

<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

# PCB廃棄物・使用製品の 掘り起こし調査について

全国各自治体は、未届のPCBが無いか調査を行っています。

愛知県では、郵送によるアンケート調査等を進めています。

安定器を含め、高濃度PCBが使用された電気機器や製品、廃棄物を保有していないか、改めて事業所内を確認してください。皆様のご協力をよろしくお願いします。

なお、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくと感電の恐れがあり、大変危険です。必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。

## 微量PCB廃電気機器等・ 低濃度PCB含有廃棄物の処理

- ◆ 環境省ホームページに処理施設を掲載  
<http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>
- ◆ 各処理業者に問い合わせのうえ、計画的かつ早期に処理を進めてください。
- ◆ 使用中であっても、期限内に処理が完了するよう取り替え等を進めてください。

## PCB 特別措置法に基づく各届出書の記入要領

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号。以下「改正法」という。）による改正後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「法」という。）においては、第 8 条第 1 項（法第 15 条及び第 19 条において準用する場合を含む。）に基づくポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物等の保管及び処分状況等届出書等の届出を行う必要があります。こうした届出等を行うに際しては、届出様式の「備考」の他、以下の記入要領及び様式記入例をよくお読み頂いた上で、これらに従って記入していただくようお願いいたします。

記入が適切でない場合は、修正をして頂くこととなりますので、御留意願います。

## 1. 各届出書等の実施時期等について

改正法等により、必要な届出等が追加されることとなったため、届出等の実施者及び実施時期を届出等の種類ごとに整理いたしました。以下の内容に留意の上、実施して下さい。

届出等の種類	届出等の実施者	実施時期
様式第 1 号（一）	PCB 廃棄物の保管事業者又は高濃度 PCB 使用製品の所有事業者	前年度の保管等の状況について、その次年度の 4～6 月
様式第 1 号（二）	PCB 廃棄物の処分業者	前年度の保管等の状況について、その次年度の 4～6 月
様式第 2 号	PCB 廃棄物の保管事業者又は高濃度 PCB 使用製品の所有事業者 又は PCB 廃棄物の処分業者	保管の場所又は所在の場所を変更した日から 10 日以内
様式第 3 号	高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者	保管の場所を変更する場合
様式第 4 号	PCB 廃棄物の保管事業者又は高濃度 PCB 使用製品の所有事業者	全ての高濃度 PCB 廃棄物若しくは全てのその他の PCB 廃棄物の処分又は全ての高濃度 PCB 使用製品の廃棄が完了した日から 20 日以内
様式第 5 号	高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者 又は高濃度 PCB 使用製品の所有事業者	特例処分期限日の適用を受けようとする場合（処分期間までに限る。）

様式第 6 号	高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者 又は高濃度 PCB 使用製品の所有 事業者	特例処分期限日の適用に関する変 更があった日から 10 日以内
様式第 7 号	PCB 廃棄物の保管事業者又は高 濃度 PCB 使用製品の所有事業者 (地位の承継を受けた者)	承継があった日から 30 日以内
様式第 8 号	PCB 廃棄物の保管事業者又は高 濃度 PCB 使用製品の所有事業者 (譲受者)	譲り受けた日から 30 日以内

## 2. 各届出書等の共通の記入事項について

法に基づく各届出書等に共通の記入事項について、備考に記入のほか、下記のとおり整理しましたので、届出書等の記入にあたっては参照下さい。なお、前年度に保管等に係る届出をした場合であって、当該届出に係る PCB 廃棄物や高濃度 PCB 使用製品に PCB が含有していないことが判明した場合、新たに高濃度 PCB 廃棄物の保管や高濃度 PCB 使用製品の所有が判明した場合や、紛失した場合等には、速やかに都道府県市に届け出て下さい。

※ 改正規則による改正後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成 13 年環境省令第 23 号）を新規規則という（以下同じ）。

### (1) 「保管の場所」及び「所在の場所」

- ・ 保管の場所及び所在の場所の住所が、それぞれ保管事業場の所在地及び所在事業場の所在地の住所と異なる場合は、それぞれその住所を記入して下さい。同じ住所である場合は、その旨を記入して下さい。
- ・ 保管事業場の所在地及び所在事業場の所在地の住所と異なる保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して、「保管の場所」、「所在の場所」及び「参考事項」の欄にそれぞれ記入して下さい。

### (2) 「番号」

- ・ 1 つの行に対し、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成 28 年度の状況を届け出る場合の例：28-001）を付して下さい。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入して下さい。ただし、PCB 使用製品で、前年度までの届出において「使-00x」や空欄としていた場合については、平成 29 年度に行う届出で、「28-00x」のように番号を付してください。
- ・ 1 台ずつ数えることができる変圧器・コンデンサー等の電気機器については、原則と

して1台(1個)ごとに1つの行を使用し、整理番号を記入することとしますが、3kg未満の小型のコンデンサー等が1つの容器に多量に保管されている場合には、容器ごとに整理番号を記入することも可能です。また、同一の廃棄物の種類で、廃棄物の型式等が同一のものについても、まとめて1つの行に記入することが可能です。

### (3) 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」

- ・ 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」には、以下の中から該当する種類を選択して記入して下さい。該当する種類がない場合には、「その他」を選択し、「その他( )」として、( )内にできる限り具体的に記入して下さい。

#### <種類>

- ① 変圧器 (トランス)
- ② 柱上変圧器 (柱上トランス)
- ③ 計器用変成器
- ④ リアクトル
- ⑤ 放電コイル
- ⑥ 整流器
- ⑦ コンデンサー (3kg 以上)
- ⑧ コンデンサー (3kg 未満)
- ⑨ サージアブソーバー
- ⑩ 蛍光灯用安定器
- ⑪ 水銀灯用安定器
- ⑫ ナトリウム灯用安定器
- ⑬ 安定器 (用途不明)
- ⑭ ネオン変圧器 (ネオントランス)
- ⑮ その他電気機械器具
- ⑯ OF ケーブル
- ⑰ 変圧器油 (トランス油)
- ⑱ 柱上変圧器油 (柱上トランス油)
- ⑲ コンデンサー油
- ⑳ 熱媒体油
- ㉑ その他 PCB を含む油
- ㉒ 感圧複写紙
- ㉓ ウェス
- ㉔ 汚泥

## ②⑤ その他

### (4) 「廃棄物の型式等」

- ・ 電気機器の場合は、機器の銘板を確認し、「定格容量」「製造者名」「型式」「製造年月」「表示記号等」を記入して下さい。
- ・ 「定格容量」は、数値を単位と合わせて記入して下さい。単位には、「KVA」「KW」「VA」があります。
- ・ 「製造者名」には、以下の製造者名を参考に、機器の銘板のとおり記入して下さい。該当する製造者名がない場合には、「その他」と記入して下さい。また、「海外製」「その他」と記入した場合には、「海外製（）」「その他（）」として、（）内に具体的な製造者名を記入して下さい。製造者名が不明の場合は、「不明」と記入して下さい。

### <変圧器・コンデンサーの製造者名>

- ① 株式会社愛知電機工作所
- ② 富士電機製造株式会社
- ③ 株式会社日立製作所
- ④ 北陸電機製造株式会社
- ⑤ 株式会社明電舎
- ⑥ 三菱電機株式会社
- ⑦ 日新電機株式会社
- ⑧ 大阪変圧器株式会社
- ⑨ 株式会社高岳製作所
- ⑩ 東光電気株式会社
- ⑪ 中国電機製造株式会社
- ⑫ マルコン電子株式会社
- ⑬ 二井蓄電器株式会社
- ⑭ 東京電器株式会社
- ⑮ 松下電器産業株式会社
- ⑯ 日本コンデンサ工業株式会社
- ⑰ 株式会社関西二井製作所
- ⑱ 株式会社指月電機製作所
- ⑲ 株式会社帝国コンデンサ製作所
- ⑳ 古河電気工業株式会社
- ㉑ 東京芝浦電気株式会社

- ② 日立コンデンサ株式会社
- ③ 株式会社西島電機製作所
- ④ 海外製
- ⑤ その他

<安定器の製造者名>

- ① 岩崎電気株式会社
- ② 株式会社梅電社
- ③ 新日本電気株式会社（現：NECライティング株式会社）
- ④ オーヤマ照明株式会社／大山電機工業株式会社（現：オーデリック株式会社）
- ⑤ 株式会社共進電機製作所
- ⑥ コイズミ照明株式会社
- ⑦ 星和電機株式会社
- ⑧ 大光電機株式会社
- ⑨ ヘルメス電機株式会社（現：ダイヘン電設機器株式会社ヘルメス機器工場）
- ⑩ 東芝ライテック株式会社
- ⑪ 日本電池株式会社（現：株式会社GSユアサ）
- ⑫ 株式会社光電器製作所
- ⑬ 日立照明株式会社／株式会社日立製作所（現：日立アプライアンス株式会社）
- ⑭ 藤井電機工業株式会社
- ⑮ 扶桑電機工業株式会社
- ⑯ 松下電器産業株式会社／松下電工株式会社（現：パナソニック株式会社）
- ⑰ 三洋電機株式会社（現：パナソニック株式会社）
- ⑱ 三菱電機株式会社（現：三菱電機照明株式会社）
- ⑲ 山田照明株式会社
- ⑳ 株式会社リード
- ㉑ 海外製
- ㉒ その他

- ・ 「型式」には、銘板に記載されている型式記号を記入して下さい。
- ・ 「製造年月」には、銘板に記載されている製造年月を記入して下さい。
- ・ 「表示記号等」は、PCB を使用して製造された電気機器を判別するために必要な情報を記入してもらうものです。以下の中から該当する種類を選択して記入して下さい。該当する種類がない場合には、「その他」を選択し、「その他（）」として、（）内に

できる限り具体的に記入して下さい。不明の場合には、空欄として下さい。

<表示記号等>

- ① 不燃(性)油
- ② 不燃性(合成)絶縁油
- ③ シバノール
- ④ 富士シンクロール油
- ⑤ カネクロール油
- ⑥ 塩化ビフェニール
- ⑦ AF 式
- ⑧ DF 式
- ⑨ AFP 式
- ⑩ 冷却方式 LNAN
- ⑪ その他

- ・ 電気機器でない場合、「廃棄物の型式等」の記入は不要ですので、空欄として下さい。

(5) 「処分予定年月」

- ・ 「処分予定年月」は、高濃度 PCB 廃棄物の処分を他人に委託することを予定している年月を記入して下さい。低濃度 PCB 廃棄物については、記入は不要です。
- ・ 処分業者と調整している場合には、当該調整に係る処分予定年月を記入して下さい。ただし、処分業者と調整を終えていない場合は、保管事業者として想定している処分予定年月を記入して下さい。

(6) 「量」

- ・ 「台数又は容器の数」の欄には、1 台ずつ数えることができる電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管又は所有している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入して下さい。電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管又は所有している場合であっても台数(個数)を把握することができないときは、保管又は所有している容器の数(缶数等)を単位とともに記入して下さい。
- ・ 「総重量」の欄には、PCB を使用する電気機器については、1 台あたりの重量に台数(個数)をかけた重量を記入して下さい。1 台あたりの重量ではなく、全体としての総重量ですので、間違いのないよう、十分確認の上、記入して下さい。その他のものについては、容器込みでの重量を記入して下さい。
- ・ 重量は kg 単位で記入して下さい。重量が不明である場合であっても、推定値を記入して下さい。

#### (7) 「区分」

- ・ 「区分」には、「高濃度」「低濃度」「不明」のうち該当するものを選択して記入して下さい。
- ・ 「高濃度」とは、法第2条第2項に規定する高濃度PCB廃棄物又は同条第4項に規定する高濃度PCB使用製品の略称です。
- ・ 「低濃度」とは高濃度PCB廃棄物以外のPCB廃棄物又は高濃度PCB使用製品以外のPCB使用製品の略称であり、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年環境省告示第98号）第2項第1号イ、同条第2号イ及び同条第3号イに該当する廃棄物も、従前どおり含まれます。
- ・ 電気機器がPCBを使用しているか否かについては、日本電機工業会ホームページや各電気機器メーカーのホームページ等を参照して下さい。なるべく確認を行い、正しい区分を記入して下さい。少しでも高濃度の疑いがあれば「高濃度」とし、どうしても判断できない場合のみ「不明」として下さい。

#### (8) 「保管の状況」

- ・ 「容器の性状」には、PCB廃棄物を保管している容器について、以下の中から該当するものを選択して記入して下さい。該当するものがない場合には、「その他」を選択し、「その他（）」として、（）内にできる限り具体的に記入して下さい。なお、変圧器（トランス）やコンデンサーなどをそのまま保管している場合は、「なし」を選択して下さい。
- ・ 新たにPCB廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たPCB廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているPCB廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付して下さい。

#### <容器>

- ① なし
- ② 金属製箱
- ③ ドラム缶
- ④ ペール缶
- ⑤ 一斗缶
- ⑥ プラスチック容器
- ⑦ 段ボール箱
- ⑧ コンクリート槽
- ⑨ 屋外タンク
- ⑩ 屋内タンク

## ⑪ その他

### (9) 「処分業者との調整状況」

- ・ 「処分業者との調整状況」には、処分業者（高濃度 PCB 廃棄物又は使用製品にあつては中間貯蔵・環境安全事業株式会社）と委託契約締結済みであればその旨と契約締結の年月を記入して下さい。低濃度 PCB 廃棄物については、記入は不要です。
- ・ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社に登録済みの場合には、登録番号（s, k, t, b, c, tb, tc のいずれかから始まる 9 桁の数字）も記入して下さい。

### (10) 「廃棄予定年月」

- ・ 「廃棄予定年月」は、高濃度 PCB 使用製品を廃棄することを予定している年月を記入して下さい。低濃度 PCB 廃棄物については、記入は不要です。
- ・ 「廃棄」とは、PCB 使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいい、実際に廃棄物として処理することは含まれません。したがって、廃棄予定年月としては、廃棄物として処分委託する予定年月ではなく、高濃度 PCB 使用製品の使用を止め、廃棄物とする予定年月を記入して下さい。

## 3. 各届出書等の留意事項について

各届出書の記入方法等について、下記の点について御留意下さい。

- ・ 新たに PCB 廃棄物を保管することとなり、当該年度中に全ての処分を終えた場合又は新たに高濃度 PCB 使用製品を所有することとなり、当該年度中に全ての廃棄を終えた場合の手続は、別紙の通りとなります。
- ・ 様式第 1 号について、前年度中に掘り起こし調査により PCB 廃棄物を保管していたことが新たに判明した場合は、1. 「①前年度の 3 月 31 日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物」に必要事項を記入して下さい。
- ・ 様式第 1 号について、前年度の掘り起こし調査により PCB 使用製品を所有していたことが新たに判明した場合は、2. 「①前年度の 3 月 31 日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」に必要事項を記入してください。
- ・ 様式第 2 号の③の「番号」は、「移動した年度-00x」のように、新たに番号を振りなおして下さい。

想定される事例		当該年度の届出	次年度の届出
I. 新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することとなり、当該年度中に全ての処分を終えた場合 ※当該年度中に保管量全てが増加又は減少した事業場を想定。			
①掘り起こし調査等により新たに保管が判明した場合	当該年度中に保管量が増加した事業場	新法第8条第1項の届出及び第10条第2項の届出を実施	様式第一号(一)1.④に記入
②保管場所の変更の場合	当該年度中に保管量が増加した事業場	新規則第10条第2項又は第21条による届出を行い、新法第10条第2項の届出を実施	様式第一号(一)1.②及び④に記入
	当該年度中に保管量が減少した事業場	新規則第10条第2項又は第21条による届出を実施	様式第一号(一)1.③に記入
③高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物が廃棄物になった場合	当該年度中に保管量が増加した事業場	新法第10条第2項の届出を実施	様式第一号(一)1.②及び④に記入
④ポリ塩化ビフェニル使用製品が廃棄物になった場合	当該年度中に保管量が増加した事業場	新法第10条第2項の届出を実施	様式第一号(一)1.②及び④に記入
⑤ポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲受け・譲渡しの場合	当該年度中に保管量が増加した事業場	新規則第17条第2項の届出を行い、新法第10条第2項の届出を実施	様式第一号(一)1.②及び④に記入
	当該年度中に保管量が減少した事業場	—	様式第一号(一)1.③に記入
⑥法人の分割等により地位が承継した場合	当該年度中に保管量が増加した事業場	新規則第16条の届出を行い、新法第10条第2項の届出を実施	様式第一号(一)1.②及び④に記入
	当該年度中に保管量が減少した事業場	—	様式第一号(一)1.③に記入

<p>Ⅱ. 新たに高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）を所有することとなり、当該年度中に全ての廃棄を終えた場合</p> <p>※新たに高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有することとなり、当該年度中に全ての処分を終えた場合には、以下の届出に加え、Ⅰ. の届出による対応が必要になることに留意。また、当該年度中に所有量全てが増加又は減少した事業場を想定。</p>			
①掘り起こし調査等により新たに所有が判明した場合	当該年度中に所有量が増加した事業場	新法第 19 条において読み替えて準用する第 8 条及び第 10 条第 2 項の届出を実施	—
②所在場所の変更の場合	当該年度中に所有量が増加した事業場	新規則第 28 条による届出を行い、新法第 19 条において読み替えて準用する第 10 条第 2 項の届出を実施	様式第一号（一） 2. ②に記入
	当該年度中に所有量が減少した事業場	新規則第 28 条による届出を実施	様式第一号（一） 2. ③に記入
③高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の譲受け・譲渡した場合	当該年度中に所有量が増加した事業場	新規則第 36 条の届出を行い、新法第 19 条において読み替えて準用する第 10 条第 2 項の届出を実施	様式第一号（一） 2. ②に記入
	当該年度中に所有量が減少した事業場	—	様式第一号（一） 2. ③に記入
④法人の分割等により地位が承継した場合	当該年度中に所有量が増加した事業場	新規則第 35 条の届出を行い、新法第 19 条において読み替えて準用する第 10 条の届出を実施	様式第一号（一） 2. ②に記入
	当該年度中に所有量が減少した事業場	—	様式第一号（一） 2. ③に記入